

コスモス サプリ

COSMOS SUPPLE

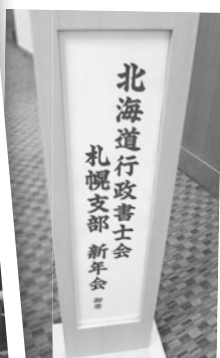
2014

No.

132

北海道行政書士会 札幌支部

札幌支部だより



新年会



無料相談会



研修会



今回もためになる話、読み応えのある内容！
編集委員会では、新年度からあるネタを募集
するんだって。そのページをぜひ探して、情報
発信してあげてね♪

もくじ contents

札幌支部新年会	2~3
特集 ウェブツールを120%活用	4~6
支部理事の仕事 監察広報部	7
支部長と話そう	8
札幌支部 広報活動のご報告	8

平成26年度 札幌支部定時総会のお知らせ	8
札幌支部 一般・実務研修報告	9
4大許認可コンプリート講座のご報告	10
事務局から・研修報告・編集後記	11

札幌支部新年会が開催されました

平成26年1月15日（水）、KKRホテル札幌において、札幌支部新年会が開催され、64名が参加しました。

荒木支部長の挨拶に始まり、会員がマイクを握り思いの丈を述べる場面もあり、登録したばかりの会員にとっては自己PRをする絶好の機会にもなりました。

会場では受付時のくじ引きで出た番号に該当する円卓に着席する形式を取ったこともあり、面識のない会員同士でも交流を深めることができました。

また、ビンゴ大会也大いに盛り上がりました。

札幌支部の新年会は平成15年度から約10年近く開催されないまま時を経ていま

した。本会主催の賀詞交歓会がそれに代わるものとされていましたが、「会員同士の交流」という面は乏しく、支部独自の新年会を希望する声が度々あったため、今回、荒木支部長の企画により開催することになりました。

会員からの要望や期待に応えて開催された今回の新年会は、札幌支部のまとまりを感じる、有意義な新年会になりました。参加した会員からは実際に「懐かしい」「楽しかった」「来年は倍の120名で開催だ」という声が聞かれました。

来年また新年会が開催される際は、是非、ご参加ください！



◀ 楽しみにしていた、札幌支部新年会の始まりです！



◀ 和やかな雰囲気での受付。嵐の前の静けさかな…。



● 荒木支部長の挨拶。久しぶりの開催を心から祝福。



○ 乾杯前。早く飲みたいな～。



● 笑顔がこぼれる、役員の方々のご紹介。



● さあ、飲みましょう！小野相談役の音頭で乾杯～♪



○ベテランもしっかり自己PR
しました!



○コーヒーで一服しながらお仕事も
頑張れますね!



○ダブル菊地が隣の席!!!



○なかなか美味しいな~。



○美女3名がビンゴ大会のお手伝い!



○良いツーショットです。



○みなさん真剣に、番号とカードを
照らし合わせて...



○何をもらったのかな!?
お茶目な一枚。



○少年のような笑顔で
本当に嬉しそう!



○やった~! 取ったよ!!!



○荒木支部長。
ピースが決まっています!



○名刺交換。
よろしくお願いします~!!!



○宴もたけなわではございますが...



ウェブツールを120%活用して売上を倍増させる 「ここだけの話」

後編

前回の前編では、ホームページとブログ、Twitterのごく基本的な活用方法について書きました。今回の【後編】では、ホームページの活用の応用編、効果的なブログの設置場所、Facebookページの活用とTwitterの実践的な使い方、その他のウェブツールについて書きたいと思います。



ホームページの活用【応用編】

ホームページをGoogle検索上位に表示されるようにするための重要なポイントは、「著者情報」を登録することです。この著者情報はGoogleが運営しているサービスのGoogle +（グーグルプラス）と連動しています。検索結果に、下の図のように名前が載ります。そこをクリックするとGoogle +のページに移動し、検索者は、行政書士のプロフィールはもとより、発信している情報をも閲覧することができるわけです。

ちょっとリサーチしてみましたが、行政書士業務における幾つかの重要なキーワードで検索してみた場合に、著者情報が掲載されている札幌支部管内の行政書士事務所はまだ少ないという印象を受けました。

Googleで検索したときに、著者情報は下記のように出てきます。

この著者情報は、ホームページを業者に作ってもらった場合であっても、自分で簡単に作ることができます。紙面の関係で具体的な方法について掲載することはできませんが、ぜひ調べてチャレンジしてみてください。やるなら今です！

交通事故後遺障害申請・異議申立 自賠責保険被害者請求 札幌...
交通事故後遺障害.net/ ▼
著者: 工藤正幸 ← **名前が載る**
交通事故で通院中の方・「非該当」になった方の被害者請求でお力になります。

ブログの効果的な設置場所 & そのメリットは？

前回、ブログは「親近感と信頼感の演出」に有利と書きましたが、実はそれだけではなく、検索エンジン対策上でも、重要な役割があります。そのために重要になってくるのは、**ブログを事務所ホームページのドメイン直下に設置する**ということです。

例えば、事務所ホームページのドメインがhttp://do-gyosei.or.jpの場合、ベストなブログ設置場所は、ドメイン直下ですからhttp://do-gyosei.or.jp/**blog/**ということになります。“blog”の部分は任意のアルファベットで構いません（サブディレクトリと言います）。

なぜ、ドメイン直下にブログを設置することで検索エンジン対策上、有利になるのかというと、ホームページの更新頻度と関係があります。

事務所のホームページに記載する内容は、一度掲載したら法改正などがない限り、あまりページや情報を追加しないことが多いのではないのでしょうか。せっかく費用を掛けて作成したホームページであっても、更新しないで放置状態になってしまいがちです。

問題は、放置状態がしばらく続いてしまうと、検索エンジンからの評価が下がってしまうということです。Googleは頻繁に更新されているサイトに高評価を与えているので、「更新しない ⇨ 検索エンジンの評価が下がる ⇨ 検索上位に表示されない ⇨ 見込み客に見てもらえない ⇨ 依頼が来ない」というスパイラルに陥ってしまうのです。

そのスパイラルから抜け出す施策が、前述の「ドメイン直下にブログを設置する」という方法です。事務

所のホームページのドメイン直下にブログを設置することにより、Googleに対して「このサイトは頻繁に更新されている」と認識させることができるのです。ブログはサイトのドメイン直下にありますから、ブログを更新することによって、検索エンジンからサイト自体の評価が下がるのを防いでくれるというわけです。

※ドメイン直下にブログを設置する方法はホームページ作成を依頼している業者やレンタルサーバー会社にお問い合わせください。

「Facebook」と「Facebook ページ」の違いと活用法

今では非常に多くの方がプライベートや仕事でFacebookを活用しています。Facebookを仕事で活用するメリットとして挙げられるのは「繋がり強化」ではないかと考えられます。普段滅多に会わない人とでも頻繁に接触を保つことができますから、実際に何か頼み事をお願いしたいというときに、すぐに思い浮かべてもらえるという利点があります。

しかし、Facebookは、そのアカウントを持っている人（ユーザー）しか見ることはできません。それに加えて、Facebookで私たちが投稿する記事はGoogleなどの検索エンジンでヒットしないため、何か必要な情報を求めて検索している人の目には触れにくいという制限があります。

そこで、Facebookユーザーではない見込み客に対しては、「Facebook ページ」を作るのが効果的です。「Facebook ページ」はGoogleの検索エンジンにヒットします。さらに、こちらは個人の登録ではなく、企業や団体などが利用でき、閲覧もFacebookユーザーに限定されていません。つまり、誰でも見ることができるわけです。一般的なウェブサイトと同じような活用方法と言えるでしょう（ちなみに、北海道行政書士会や北海道行政書士会札幌支部もFacebook ページを持っています）。

自社のサービスの宣伝という点では、「イベント」の機能があります。セミナーや相談会などを企画したときに告知や招待をすることが可能です。この機能を使うことにより、その分野での「専門家」として知られることになり、それにより実際に依頼が来たり、あるいは他の士業からの紹介があるといったことも少なくないようです。



Twitterの業務に繋がるつぶやき方とは？

次は「チラシ」であるツイッターの、より実践的な使用法です。ツイッターでつぶやくと言っても、つぶやくネタがいつもあるわけではありませんし、頻繁につぶやくほど暇ではないと思います。

そこで、つぶやくことをロボットにやらせてしまうという方法があります。いわゆるBOT（ボット）というものです。140文字以内の「つぶやき」をいくつも（数十、あるいは数百）あらかじめ登録しておき、それを1時間置き、あるいは2時間置きといった具合に、一定間隔おきに投稿するよう、BOTに登録しておきます。するとそのBOTは、設定した「つぶやき」を自動的に投稿してくれます。最初の登録時には「つぶやき」をいくつも考えるという手間がかかりますが、あとは自動で事務所の宣伝をしてくれます。

しかし、すべての「つぶやき」をBOTにまかせてしまうと人間味がなく、鬱陶しいと思われてしまったらブロックされてしまいますから、逆効果になりかねません。時々自分でもつぶやくことをオススメいたします。

この「つぶやき」の自動化は、なかなか効果的です。役に立つ情報をBOTを使って定期的に発信していると、その「つぶやき」（ツイート）を「リツイート」する人が出てきます。リツイートというのは、「この情報は役立つから自分と繋がっているフォロワーさんにも教えてあげよう」という意味合いで、別の人がツイートしてくれるというものです。

良い情報はそのようにして拡散していきます（もっとも悪い情報のほうが拡散速度が速いので発信する情報には十分注意しましょう）。



無料で使えるTwitterのBOTの例

行政書士Aさんをフォローしているフォロワーが仮に1000人いたとします。この場合、Aさんが発信する情報は1000人にしか届きません。厳密にはちょっと違いますが、そう仮定します。Aさんのフォロワーである二人の人（BさんとCさん）が、「これは役立つ！」と感じて、リツイートしました。Bさんには5000人のフォロワー、Cさんには1500人のフォロワーがいたとすると、Aさん自身のフォロワー1000人だけではなく、BさんとCさんのフォロワーの合計6500人にもAさんが発信する情報が届いた、ということになるのです。リツイートでは、元々の情報発信者であるAさんの名前は当然残ります。行政書士Aさんの事務所ウェブサイトURLがツイッターに掲載されているなら、そのサイトを訪問する人も出てくるに違いありません。

「知る人ぞ知る」近頃かなり効果的と噂されている「アレ」

近年「かなり効果的」と噂されているウェブツールとは、冒頭の「ホームページ応用編」でも書いた「Google +（グーグルプラス）」です。「検索エンジンのGoogleが自社で運営しているソーシャルサービスだから当然有利でしょ〜！」と思いきや、実はそれほどでもなく、通常のウェブサイトと同じ扱いだそうです。ただし、Google+ に記事を投稿する時に添付欄に記述したリンクは、検索エンジン対策としては有効であると言われています。

その効果的な使い方の具体例は、自分のウェブサイトに載せている情報に関連する記事を書き、それをGoogle +で投稿する。その際、自分のウェブサイトの該当ページのURLをGoogle +の添付欄にリンクとして記載する、という方法です（Googleの検索アルゴリズムは日々変化していますので、この情報がいつまでも正しいというわけではありません。ご注意ください）。

これはかなり効果的！ YouTubeの活用

最後に、今年2014年を生き残りたいなら「絶対にやるべき！」として強くオススメしたいのが動画です。そして動画といえばYouTube（ユーチューブ）。YouTubeは閲覧者が多く、そこから事務所サイトへのリンクを張って動線を確保すれば、YouTubeからも訪問者がやって来ます。

動画の長さとしては2～3分が効果的と言われています。長過ぎると途中で飽きられてしまうからです。伝えたいメッセージがどうしても長い場合は、2～3分の動画をいくつか作ったほうがよいでしょう。

2回にわたってご紹介してきました「ウェブツールを120%活用して売上を倍増させる『ここだけの話』」、いかがでしたでしょうか。内容がちょっと難しいと感じた方もいらっしゃるかもしれませんが、でも、ここで挙げたものは、結果を出している人はすでに実践しているものばかりなのです。

もし、まだ試していない方法があるなら、まずは試してみることをオススメしたいと思います。

（文責 支部だより編集委員 工藤 正幸）

募集 「業務に効く！ 私のイチオシ書籍（仮）」



支部会報コスモスサブリでは、新年度から「業務に効く！ 私のイチオシ書籍（仮）」と題する特集記事を掲載する予定です。そこで、札幌支部会員の皆さまからも、実際に業務等で役立った書籍がありましたら、その情報をお寄せいただきたいと思います。

書店で一般に販売されている業務に関する書籍や、北海道行政書士会経由のダイレクトメールで送られてくる案内の中にあるような業務の解説本でもいいですし、考え方を学ぶ点で自分にとって大きな影響を与えてくれた書籍でも構いません。マネジメントやマーケティングに関するものでも、もちろんOKです。

どの書籍が、どんなふうに役立ったのか具体的な情報をお寄せいただければ、コスモスサブリの読者（＝支部会員）にとって、非常に興味深いものとなるに違いありません。特に開業間もない新人行政書士や新たな分野の業務に取り組みたいと思っている会員にとっては大きな助けとなるはずです。

皆さまからの情報をコスモスサブリ編集委員一同、心よりお待ちしております！
（※特定の書籍を支部として推奨することではありません）

メール gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

FAX (011) 271-6126



新
シリーズ

支部理事の仕事

監察広報部

Q1：監察広報部はどのようなお仕事をされていますか？

A1：1つ目は、会員の皆様のお手元に3ヶ月に1回届く「札幌支部だより」の制作になります。編集会議を開き、その時期のイベントや研修のお知らせや報告を取りまとめ、会員の皆様に有益な情報を発信できるように、精一杯取り組んでおります。

2つ目は、「広報」の仕事。行政書士という制度を広く周知することが目的です。一般の方の認知度が上がることにより、行政書士業務への理解が深まり、一般の方からの相談が増え、会員の皆様の仕事につながると考えております。

具体的な広報活動としては、毎月第三水曜日に札幌支部で開催しております無料相談会、毎年9月・10月の広報月間では、官公署や関連団体への表敬訪問、S T V 24時間テレビや行政書士記念日には、イベントに合わせた出張無料相談会を開催しています。

また、老人福祉センターやまちづくりセンターでは、遺言相続セミナー兼無料相談会を開催しており、その地域の会員名簿を配布しています。新しい取り組みとしては、facebookやYouTubeなど、ホームページ以外のインターネットを使用した広報活動も行っております。

3つめは「監察」の仕事で、監察と綱紀に分けて考えております。簡単に説明をすると、監察は、行政書士以外（無資格者及び他士業者など）が行政書士業務を行ったりしていないか、若しくは行っている際に調査し対処する活動。綱紀は、行政書士（支部会員）が、行政書士法や他の法律等に違反していないかどうか調査し対処する活動になります。

上記の「広報」の仕事も間接的に「監察」に繋がるのですが、具体的な案件が出てきた際に対処するのが、直接的な「監察」の仕事になります。

Q2：会報についてもっと詳しく教えてください。

A2：年4回発行しております「札幌支部だより」は、前号から愛称を「コスモスサプリ」に決定し、キャラクター「さっぴょん」も誕生しました。行政書士の徽章である「コスモス」と栄養補給（会員にとって有益な情報の提供という意味合い）である「サプリメント」を融合した「コスモスサプリ」。行政書士の「行」の字を耳になぞらえたうさぎの「さっぴょん」。この新生支部だよりを通し、会員の皆様に支部活動への理解を深めてもらえるような支部執行部の具体的な活動のお知らせ、業務の一助になるような情報など、有益となる情報を発信していけるように編集担当一同、精一杯取り組んでおります。



支部で行うイベントなどについて案を出しています



荒木支部長も参加した
監察広報部会

長谷川監察広報部長

Profile

出身地：札幌市
行政書士登録：平成18年3月20日
事務所所在地：札幌市中央区

これまでの主な役職：

支部役員：札幌支部理事 監察広報部 編集長

監察広報部長

本会役員：会報委員／会報・ホームページ委員／高度情報化対応委員／
電子申請推進委員

「支部長と話そう」が開催されました

平成25年12月11日（水）北海道行政書士会館1階会議室において、「第2回支部長と話そう」が開催されました。9月に開催された第1回では、荒木支部長から行政書士会（日行連・本会・札幌支部）の現状、行政書士業務の現状と課題について説明するものでしたが、第2回目はテーマを「六次産業について」とし、六次産業に関する制度や農地法関連業務について話し合わせ、その営業方法につい

ても討論されました。

後半は参加者による自由討論となり、相続業務や内容証明の作成における業際問題などについて、支部長や参加者の経験談を交えた具体的な話を聞くことができ、情報交換の場にもなりました。

次回の「支部長と話そう」の予定は未定ですが、決まり次第、かわら版等でお知らせいたします。

札幌支部 広報活動のご報告

行政書士記念日 無料相談会を開催しました

平成26年2月22日（土）午前10時から午後7時まで、札幌地下歩行空間において、北海道行政書士会主催の「原状回復・敷金返還等の民間賃貸住宅に関する無料相談会」「行政書士記念日事業無料相談会」と同じスペースで札幌支部も無料相談会を開催しました。相談内容は、相続関係の他に敷金返還、不動産の売却、自動車の売買契約等多岐にわたり、7件の相談がありました。

当日は好天に恵まれた土曜日ということもあり人出が多く、通りがかりにリーフレット

等を手にとる通行人の方も多くいらっしゃいました。

今年の行政書士記念日は、本会のテレビ・ラジオ等を活用した広報に加え、支部独自に支部長の動画配信を行いました。



相談会場の様子

【訂正】

- 131号、表紙および3ページのさっぴょんのプロフィールに間違いがありました。



身長：53.1cm

（誤）：（藻岩山の1000/1の高さ）

（正）：（藻岩山の1/1000の高さ）

藻岩山の1,000倍の高さだと、想定より若干大きすぎることになってしまいます……
さっぴょんは可愛い白うさぎをイメージしています。
これからも札幌支部会報のキャラクター、さっぴょんをよろしくお願いします！

平成26年度 札幌支部定時総会のお知らせ

会 場：ホテルノースシティ
札幌市中央区南9条西1丁目
TEL：011-512-3223
日 時：平成26年5月9日（金）

総 会：14:00～16:30（金柔の間）
政治連盟分会総会：16:30～17:00
懇 親 会：17:00～（藻岩の間）

会場となるホテルは昨年と同じです。

札幌支部 一般・実務研修報告

行政書士パーフェクト研修 第6回札幌支部研修会のご報告

平成25年12月11日（水）札幌市教育文化会館3階研修室において、株式会社帝国データバンク札幌支店営業部 部長 土屋秀敏氏と営業部 菅原史郎氏を講師にお迎えし、行政書士パーフェクト研修「危ない会社の見分け方～企業をみるポイント～」が開催されました。受講者は他支部の会員を含め62名で、関心の高さがうかがえました。

講義では2013年度上期における北海道の経済動向をはじめ、人・物・金という側面から危ない会社の見分け方を教えていただきました。帝国データバンクの企業調査のポイントや、企業の支援事例は、普段なかなか聞くことができない貴重なお話でした。

行政書士の業務の中では、お客様である企業の

新規取引先の状況などを把握することも重要です。

一般研修で取り上げるのは初めての内容でしたが、実務に特化した講義とは一味違い、全く違う角度から行政書士業務を見つめ直し、コンサルタント業務につながる可能性も考えることのできる研修となりました。



営業部 部長 土屋秀敏氏



営業部 菅原史郎氏

行政書士パーフェクト研修 第7回札幌支部研修会のご報告

平成26年2月17日（月）、札幌市教育文化会館4階講堂において、札幌大通公証役場公証人 石田敏明氏を講師にお迎えし、行政書士パーフェクト研修「遺言を中心とした公正証書の活用について」が開催され、58名が参加しました。

高齢者の財産管理に係る、後見制度、財産管理契約、死後事務委任から遺言作成まで、裁判官時代の経験を踏まえて、公正証書作成の実情、実務上の問題点等を説明していただきました。

また、公証人として実際にお客さまへどのようにアドバイスしているのか、ユーモアを交えた講義は具体的で分りやすく、みなさん熱心に耳を傾けていました。

高齢社会を迎え、後見業務等に行政書士が取り組むことへの期待の言葉をいただき、大変励みになりました。



講師の石田敏明氏

相続・遺言講座のご報告

平成26年1月21日（火）北海道行政書士会館2階研修室において、札幌支部の築田直哉会員を講師に迎え、相続・遺言講座①「相続業務」が開催され、34名が受講しました。

行政書士登録後、あまり年数の経っていない会員の参加が多く、その点を考慮して実務上の具体的な手続きを詳しく説明していただきました。

講義では業務を受任する際の注意点やお客様への対応など、相続業務に限らず、幅広く行政

書士業務に役立つ内容も盛り込まれていました。

相続業務に取り組む行政書士は多く、また開業間もない行政書士も受任できる可能性のある業務です。そんな代表的な業務について、3時間じっくり聞くことができた今回の研修は、参加した会員にとって大変ためになる研修になりました。



講師の築田直哉会員

4 大許認可コンプリート講座のご報告

【産業廃棄物処理業①】

平成26年1月28日（火）北海道行政書士会館2階研修室において、公益社団法人北海道産業廃棄物協会事務局長の村井公裕氏を講師にお迎えし、4大許認可コンプリート講座①「産業廃棄物処理業①（基礎知識編）」が開催され、21名が受講しました。

そもそも、「廃棄物とは何か？」というところからスタートし、廃棄物は大きく分けて一般廃棄物と産業廃棄物に分かれ、さらに危険度の高い特別の管理を要するものとそうでないものとに分けられていることを説明していただきました。この区分に至るまでに法令によって、古くから時代とともに廃棄物政策が定められてき

た歴史的経緯にも触れられ、普段、許認可業務にあたる際には学ぶことができない視点からのアプローチは大変興味深いものでした。

また、レジュメは豊富なイラストや図解を用いており、産業廃棄物にはどのようなものがあるのか明確にイメージできました。後半は、事業者の責任や行政の処分方針、各許認可の概要、廃棄物にまつわるQ&A等、多岐にわたり、廃棄物の基礎知識を学ぶことができました。



講師の村井公裕氏

【産業廃棄物処理業②】

平成26年2月1日（土）北海道行政書士会館2階研修室において、札幌支部の原田賢一会員を講師に迎え、4大許認可コンプリート講座②「産業廃棄物処理業②（実務編）」が開催され、20名が受講しました。

産業廃棄物処理業の中で一番ニーズが高い産業廃棄物収集運搬業許可の申請書について、標準記載例の解説を軸に講義が進み、各種証明書の取得方法等の基本的な事項から、記載例にはない必要な書類の作成方法まで、実務に即した

内容を解説していただきました。

また、講師の体験等を交えた「書類作成の意図」や「行政窓口とのやりとり」など実践的な知識も身につく研修となりました。参加会員からは、積極的な質問がされ、「産業廃棄物処理業①（基礎知識編）」に続き、内容の濃い研修となりました。



講師の原田賢一会員

【運送業①・②】

平成26年3月6日（木）・3月8日（土）の両日、北海道行政書士会館2階研修室において、札幌支部の長野源太会員を講師に迎え、4大許認可コンプリート講座⑦・⑧「運送業①・②」が開催され、他支部会員4名を含む22名が受講しました。（受講者数は両日とも同数）

貨物運送事業許可（一般貨物自動車運送事業）について、概要や基礎的な用語の説明から申請書及び添付書類の作成上の注意点まで、実例を交えながら詳しく解説していただきました。

長年、運送業専門の行政書士事務所に勤務し

ていた長野講師の説明は非常にわかりやすく、失敗談も含め、二日間で運送事業の許認可のノウハウを余すところなく披露していただいた講義となりました。

11月から始まった実務研修もこの研修で終了しました。次年度の実務研修の予定は決まり次第、会報及び同封物にてお知らせいたします。



講師の長野源太会員

事務局からの報告

●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1. H25.12. 1	5396	竹 内 裕美子	中・中央区2
2. H25.12. 1	5400	小 原 有津子	北・北区 1
3. H26. 2. 1	5404	齊 藤 芳 道	北・東区 2
4. H26. 2. 1	5405	金 子 真 徳	北・北区 1
5. H26. 2. 1	5406	富 舩 和 夫	北・手稲区
6. H26. 2. 1	5408	大 野 正 博	東・白石区2
7. H26. 2. 1	5409	林 雅 也	中・西区 2
8. H26. 2. 1	5410	原 田 肇	中・中央区4

●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1. H25.10.17 (死亡)	2387	中 田 貞 夫	南・厚別区
2. H25.12.13 (十勝支部変更)	5250	播 磨 章 浩	東・白石区2
3. H25.11.30	4072	伊 藤 光 夫	南・恵庭区
4. H25.12.31	4267	長 尾 安 雄	東・豊平区1
5. H25.12.27	4842	今 英 樹	南・千歳区
6. H26. 1.11	3848	土 井 明 治	南・清田区
7. H26. 1.31	1539	久保田 仁	北・東区 2

日行連のHPから行政書士のPR動画をダウンロードしたり、埋め込みタグを使って自分のHP等に利用できるようになりました。札幌支部でも先日、荒木支部長の動画を撮影し、公開しています。公開してみて、やはり写真や文字だけでは伝わらないものがあると実感しました。今後、支部活動のいろんな場面を撮影し、公開する予定です。札幌支部ほどの規模になると、所属意識が薄れがちになってしまいます。支部に親近感を持っていただけるよう、この会報はもちろん、いろんなツールで会員のみなさまに情報をお伝えしていきたいと思っています。(紺野裕和)

NHKの朝のニュースで知ったことなのですが、東京都内の一部のユニクロで、店舗内に用意されているボタンなどを選び、購入する洋服をオリジナルの洋服にカスタマイズできるというサービスが始まったようです。ユニクロで買った洋服も、この世に一つしかないものに変えることができるなんて嬉しいサービスですね。行政書士の仕事も、誰がやっても同じような内容とみせかけて、自分にしかできない持ち味を出したりサービスを提供できたらと思った朝となりました。

※ユニクロと利害関係はございません。

(篠原 董)

札幌支部研修会報告

相続・遺言講座②

内 容	遺言業務 ～遺言書作成と遺言執行の基礎～
講 師	行政書士 吉田 充 氏 (札幌支部会員)
研修日	平成26年1月22日(水)
場 所	北海道行政書士会館2階研修室
受講人数	33名

4大許認可コンプリート講座③・④

内 容	建設業①(基礎編・実務編①)・ 建設業②(実務編②・建設業決算)
講 師	行政書士 野口 哲郎 氏 (札幌支部会員)
研修日	平成26年2月8日(土)・15日(土)
場 所	北海道行政書士会館2階研修室
受講人数	8日 32名 15日 29名

4大許認可コンプリート講座⑤・⑥

内 容	風俗営業①・風俗営業②
講 師	行政書士 堀川 貴之 氏 (札幌支部会員)
研修日	平成26年2月28日(金)・3月1日(土)
場 所	北海道行政書士会館2階研修室
受講人数	2月28日 18名 3月1日 16名

編集後記

一つの物を販売した利益が30銭だとしたら、自分はそれを生業にするだろうか? そんなことを考えさせてくれる記事が日経一面に掲載されていた。普通に考えたら、そんな商売はやりたくないだろう。しかし、それをやっている企業がある。それが可能なのはなぜか? なぜなら「オンリーワン」だから。他の誰も真似のできないことをやっているから、1個たかが30銭でも「チリツモ」で莫大な利益となる。この記事を読んで、自分にしか提供できないものがないか考えてみた。…なさそうだ。(工藤正幸)

4月1日からの消費増税で郵便料金が引き上げられるのに伴い、新しい普通切手等が3月3日から発売されます。12年ぶりに復活した2円切手は、かつての秋田犬から、新たに「エゾユキウサギ」となったそうです。愛らしい図柄を見て「さっぴょん」を連想したのは私だけでしょうか? 手持ちの50円・80円切手に加えて投函するのが楽しみです。(原田和子)

札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第132号 2014年3月25日発行

発行人 荒木 徹 編集人 長谷川征輝
発行所 北海道行政書士会札幌支部
札幌市中央区北1条西8丁目
丸二羽柴ビル4F
TEL (011) 271-0773
FAX (011) 271-6126
gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリ
北広島市西の里507番地の1
TEL (011) 375-2116
E-mail: rihabiri@selp.net

頒 価 500円(送料込)

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>

ブログ <http://gyoseisapporo.blog113.fc2.com>

Facebook <https://www.facebook.com/gyosei.sapporo>



北海道行政書士会 札幌支部の皆様へ

アフラック代理店 事業説明会開催

行政書士の皆様へ
おすすめしたい
理由があります

アフラック代理店

3つの特長

特長

1 兼業・副業におすすめ

これまで培った人脈、経験を活かして活躍されている方が多数いらっしゃいます。
また、新規事業立ち上げを検討されている経営者様にもお勧めです。

特長

2 開業資金は不要

代理店を始めるにあたって、開業資金、保証金、店舗等は必要ありません。
まとまった資金がなくても始められます。

特長

3 業界トップクラスの手数料率

お客様より保険をご契約いただいた際に、手数料を代理店へお支払いします。
将来にわたって安定した手数料収入を見込めます。

アフラックの代理店事業は負担を掛けずに始められます!

充実の商品ラインナップ

アフラックは充実した商品ラインナップで
販売を支援します。

充実した研修制度

経験の有無を問いません。未経験者でも
充実した研修制度で営業ノウハウ、
コンサルティングスキルを学んでいただけます。

時間を自由に活用できます

委託契約のため、出社義務は無く、
時間的は自由度が高いお仕事です。
ご自宅を事務所としての開業も可能です。

行政書士の皆様を対象とした

特別説明会
開催

事前連絡の上、ご参加ください

日時 4月15日(火) 17:00~18:30

場所 アフラック札幌総合支社
札幌市中央区北1条西6丁目 アーバンネット札幌ビル5F

☎ 0120-760-706

<担当:斉藤>受付/月~金(平日)9:00~17:00

※尚、当日時間の都合が悪ければ個別に対応致します。ご相談ください。
※ご提供いただいた個人情報は当代理店制度に関するご案内のみに利用します。



※この広告は、行政書士会札幌支部が生命保険の募集業務を会員に推奨するものではありません。業務を始められる場合は、各個人の判断でお願いいたします。なお、生命保険の募集業務、損害保険の代理店業務等において、住民票、戸籍等を取得する必要がある場合、行政書士の職務上請求書は使用できません。